

熊本県土木部建築住宅局 建設現場における快適トイレ等設置要領

(趣旨)

第1条 本要領は、男女ともに働きやすい環境を整備するため、建設現場における快適トイレ等の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 快適トイレ 現場で働く全ての労働者が利用することができ、次の①及び②に掲げる仕様を満たすトイレをいい、③に掲げる仕様を満たすことを推奨する。

①快適トイレに求める標準仕様

- ア 洋式便座
- イ 水洗又は簡易水洗機能（し尿処理装置付含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック付又は荷物を置ける棚等（耐荷重5kg以上）

②快適トイレとして活用するために備える付属品

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ウ サニタリーボックス（女性用には必ず設置）
- エ 鏡と手洗器
- オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

③推奨する仕様、付属品

- ア 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- イ 擬音装置（機能含む）
- ウ 着替え台
- エ 臭気対策機能の多重化
- オ 室内温度の調整が可能な設備
- カ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 女性用トイレ 男性用と入口を分ける等の動線の配慮がされ、女性専用として使用することができるトイレをいう。（快適トイレに該当するものを除く。）

(対象工事)

第3条 対象工事は、施工条件（現場説明書）において、「建設現場における快適トイレ等設置の対象工事」である旨を記載するものとする。（別紙1）

(実施手続)

第4条 受注者は、快適トイレ等を設置する場合は、「快適トイレ等チェックシート（別紙2）」に第2条各号に掲げる仕様を満たすことを示す書類（カタログ、仕様書、見積書、トイレ配置図等）を監督員に提出するものとする。

2 受注者は、設置費用（リース料）が確定したときは、設置した快適トイレ等の写真及

び設置費用の内訳が分かる取引書類を監督員に提出するものとする。

(設置費用の負担)

第5条 快適トイレ等の設置に要する費用のうちリース料については、工期末における設計変更の対象とする。なお、運搬及び設置工事に要する費用は、共通仮設費の率に含まれるものとし、設計変更の対象としない。

2 快適トイレの設計変更の対象月額、実際に要した1月当たり1基分のリース費用から10,000円(従来品相当の費用)を控除した額とし、その上限月額は51,000円とする。

3 女性用トイレの設計変更の対象月額は、実際に要した1月当たり1基分のリース費用とし、その上限月額は10,000円とする。

4 設計変更の対象とするトイレの数は、快適トイレは1工事当たり原則2基(男女各1基)以内、女性用トイレは1工事当たり原則1基とする。

5 男女のトイレが一体型となっているハウス型等の快適トイレの場合、男女の入口がそれぞれ明確に分離されている場合に限り1ハウス分の上限月額を102,000円とし、第2項に掲げる算定方法により額を算定する。この場合、1工事当たり1ハウスを設計変更の対象とする。

6 施工箇所が複数存在する工事の場合は、第4項及び第5項の「1工事当たり」を「1施工箇所当たり」に読み替える。

7 1か月未満のリース料については、1か月を28日として日割り計算した額により設計変更の対象日額を計上する。

(その他)

第6条 前条の規定により発注者が設置費用の一部を負担した工事については、第2条第1号③「推奨する仕様、付属品」をすべて採用した場合を除き、工事成績評価において、快適トイレ等を設置したことに対する加点評価は行わない。

2 本要領の運用に疑義が生じた場合は、受発注者が協議の上、対応するものとする。

附 則

本要領は、令和5年4月1日から施行する。

施工条件（現場説明書）記入例

その他の事項

建設現場における快適トイレ等設置工事について

本工事は、建設現場における快適トイレ等設置の対象工事である。

詳細は、別添の「熊本県土木部建築住宅局 建設現場における快適トイレ設置要領（令和5年4月1日施行）」を参照のこと。

別紙2

快適トイレ等チェックシート

工事名			
受注者名			
設置期間	自	年	月 日
	至	年	月 日
	期間	か月間(日間)

種別	仕様	受注者 チェック欄	発注者 チェック 欄
快適 トイレ	(1) 快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】		
	① 洋式便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg 以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】		
	⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧ 入口の目隠しの設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ サニタリーボックス(女性用には必ず設置)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 鏡付き手洗い機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 便座除菌シート等の衛生用品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 推奨する仕様、付属品【任意で実施】		
	⑫ 室内寸法 900×900mm 以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑬ 擬音装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑭ 着替え台(フィッティングボード)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ フラッパー機能の多重化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑰ 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ト女性 イ性 レ用	男性用と入口を分ける等の動線の配慮がされ、女性専用として使用することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注) 上記内容を満たすことを示す書類(カタログ、仕様書、見積書、トイレ配置図等)を添付すること。